

医療廃棄物適正処理推進事業に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施している医療廃棄物適正処理推進事業（以下「本事業」という。）において、医療廃棄物追跡管理システム（以下「本システム」という。）の利用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(システムの概要)

第2条 本システムは、電子マニフェストと優良な産業廃棄物処理業者に係る認定制度を活用することにより、医療機関が排出する感染性産業廃棄物の適正処理を推進するため、公社が運営管理するものである。

(利用対象者)

第3条 本システムの利用対象者は、次に掲げる要件のいずれかに適合するものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条第7項に規定する医療関係機関等（以下「医療機関」という。）
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下これらを「収集運搬会社」という。）並びに産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下これらを「中間処理業者」という。）（以下収集運搬会社と中間処理業者を総称して「産業廃棄物処理業者」という。）

(対象品目)

第4条 本システムにおけるマニフェストの対象品目は、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物とする。

- 2 主として感染性産業廃棄物の適正処理を目的に本システムを利用している医療機関から排出されるその他の廃棄物にあつては、前項の限りではない。

(医療機関の加入要件)

第5条 本システムを利用できる医療機関は、原則として都内の電子マニフェストを利用している医療機関とする。ただし、都外の医療機関にあつては、収集運搬業者が当該医療機関の他に、本システムを利用している都内の医療機関から排出される廃棄物の収集・運搬を行っている場合には、利用することができる。

(医療機関の加入方法)

第6条 本システムの利用を希望する医療機関は、本システム上のオンラインフォームまたは調査票（別記第1号様式）を公社に申請する。

- 2 公社は、前項に基づき医療機関から申請があつた場合、第5条に規定する要件に適合すると認めるときは、本システムを利用する医療機関として加入することとする。
- 3 本システムを利用する医療機関は、調査票の記載内容に変更が生じた場合、その内容について、

速やかに公社に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理業者の加入要件)

第7条 本システムを利用できる産業廃棄物処理業者は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 第3条で定める産業廃棄物処理業者であること。
- 二 収集運搬業者は、東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度に規定する第1種評価基準適合者(産廃エキスパート)又は第2種評価基準適合者(産廃プロフェッショナル)の認定(以下「東京都の優良性認定」という。)を取得し、かつ専門性評価基準に適合していること。
- 三 東京都内の中間処理業者は、東京都の優良性認定を取得し、かつ専門性評価基準に適合していること。または、廃棄物処理法第14条第7項並びに第14条の4第7項で定める優良産廃処理業者認定制度における認定(以下「国の優良認定」という。)を取得していること。
- 四 東京都外の中間処理業者は、国の優良認定を取得していること。ただし、本要綱の施行の日(令和元年8月1日)前に加入した中間処理業者についてはこの限りではない。
- 五 新たに東京都の優良性認定を取得する産業廃棄物処理業者にあつては、同制度の審査受付期間に申請受付を完了していること。ただし、本システムの利用期間は同制度に申請した年度の3月31日を期限とし、同制度の審査期間中に、認定を取得できないことが明らかになった場合は、速やかに利用を中止すること。
- 六 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営している電子マニフェストシステムに加入していること。

(産業廃棄物処理業者の加入方法)

第8条 本システムの利用を希望する産業廃棄物処理業者は、医療廃棄物追跡管理システム加入申請書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添付して、公社に申請する。

- 一 都道府県知事等の産業廃棄物処理業に係る許可証の写し。
 - 二 東京都の優良性認定を取得している産業廃棄物処理業者にあつては、優良性基準適合認定証の写し。
 - 三 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営している電子マニフェストシステムの加入証の写し。
- 2 公社は、前項に基づき産業廃棄物処理業者から申請があつた場合、第7条に規定する要件に適合すると認めるときは、本システムを利用する産業廃棄物処理業者として加入することとする。
 - 3 本システムを利用するうえで必要な事項については、公社及び産業廃棄物処理業者の間で、別途「情報処理業務委託契約書」(以下「委託契約書」という。)を締結するものとする。
 - 4 本システムを利用する産業廃棄物処理業者は、申請書の記載内容に変更が生じた場合、その内容について、速やかに公社に届け出なければならない。

(システム端末の利用)

第9条 本システムの利用にあつて、収集運搬業者は公社が有償で貸与する端末及びスキャナーを利用し、電子マニフェストの登録を行うものとする。なお、貸与する端末には、公社が専用アプリを搭載するものとする。

(利用料金及び請求)

第 10 条 社は、医療機関が負担する電子マニフェスト利用料の支払いを代行することができる。また、代行する場合には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが定める利用料金に基づき、毎年 4 月に前年度分をとりまとめて、医療機関に直接、又は産業廃棄物処理業者を介して請求する。

- 2 医療機関が負担する情報管理手数料については、別表 1 に基づき、医療機関に直接、又は産業廃棄物処理業者を介して請求する。
- 3 中間処理業者が負担する Web 利用料については、別表 2 に基づき、中間処理業者に対して、社が請求する。
- 4 収集運搬業者が負担する端末利用料金等については、別表 3 に基づき、収集運搬業者に対して、社が請求する。

(退会)

第 11 条 本システムの退会を希望する医療機関は、社に退会届（別記第 3 号様式）を提出するものとする。ただし、年度途中で退会した場合、支払済みの情報管理手数料に係る払い戻しは行わない。

- 2 本システムの退会を希望する産業廃棄物処理業者は、社に医療廃棄物追跡管理システム退会申請書（別記第 4 号様式）を提出するものとする。

(システム利用の停止)

第 12 条 社は、本システムの利用者が次のいずれかに該当した場合には、利用を停止することができる。

- 一 虚偽等不正事由が発覚したとき。
- 二 目的に反して本システムを利用したとき。
- 三 本事業に係る社の指示に従わなかったとき。
- 四 対象となる本システムの利用者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが発覚したとき。
- 五 社が付した要件及びその他法令に違反したとき。

(個人情報の取扱いに係る事項)

第 13 条 社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）、その他の関連法令等に従い、本システムの加入及び退会に係る個人情報を適切に扱う。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、社が別に定める。

附則（令和元年7月30日付31都環公事神第189号）

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に本システムへ加入した医療機関及び産業廃棄物処理業者については、なお従前の例による。

附則（令和3年7月30日付3都環公事神第161号）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則（令和6年2月20日付5都環公共神第205号）

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表1 情報管理手数料（システム利用料）

医療機関区分	料金	備考
病院	10,000 円（月額）	-
上記以外の医療機関	3,600 円（年額）	加入時期が 10 月以降の場合、初年度のみ 1,800 円（年額）

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税の額を含んでいないため、別途加算するものとする。

※ 上記の医療機関区分における「病院」とは、医療法第 1 条の 5 に規定する医療提供施設を指す。

※ QRコードを用いた追跡管理による場合、容器 1 個につき 35 円が加算される。

また、個別重量管理の計量秤を用いた追跡管理による場合、容器 1 個につき 60 円が加算される。

別表2 Web 利用料

料金区分	料金	備考
Web 利用料	10,000 円（月額）	-

別表3 システム機器利用料金

料金区分	料金	備考
端末利用料金	月額 15,000 円／台	付属スキャナー・専用アプリ込
計量秤利用料金	月額 50,000 円／台	個別重量管理用